



「期待される人間像」（中間草案）の成立過程： 主査の役割に着目して

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 真由美 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/0002000075

「期待される人間像」（中間草案）の成立過程

— 主査の役割に着目して —

山 田 真由美

北海道教育大学札幌校道徳教育研究室

Background of the Second Draft on “The Image of an Ideal Japanese”

YAMADA Mayumi

Department of Moral Education, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

概 要

本論文は、1966年10月31日の答申に先立って、1965年1月11日に公表された「期待される人間像」（中間草案）の成立過程を明らかにするものである。これまで十分に研究されていない中央教育審議会（第19特別委員会）の審議録を検証することで、主として主査が執筆し、1964年9月7日の委員会に提出された「第一次草案」が、実際に公表された「中間草案」の形式になるまでの審議の過程を明らかにした。

1. はじめに

本論文は、1966年10月31日に中央教育審議会より答申された別記「期待される人間像」に関する審議のうち、特に1965年1月11日に公表された「中間草案」の成立過程を明らかにするものである。1963年6月24日の諮問から1966年10月31日の答申まで「期待される人間像」の審議にはおよそ三年半の年月が費やされるが、その間、同文書を審議した第19特別委員会の意向によって、1965年1月11日に「中間草案」が新聞紙面により公表されている。諮問当時より注目を集めた「期待される人間像」に関してはこれまでさまざまな立場から批判や論評がなされてきたが、意外にもその成立過

程を明らかにした研究は数えるほどであり、なかでも「第一次草案」から「中間草案」にいたる具体的な審議の過程を対象とした研究は、今日までほとんど着手されていない¹。

本稿は「中間草案」の成立過程を明らかにするため、三年半にわたる審議のうち、主査による「第一次草案」が提出された第14回会議（1964年9月7日）から、「中間草案」が公表される直前の第17回会議（1964年12月21日）までの期間に限定して論を進めることにする。そのさい特に注目したのは、審議における主査の役割についてである。

よく知られるように、同文書を審議した中央教育審議会第19特別委員会の主査を務めたのは、当時東京学芸大学学長の高坂正顕であったが、これ

までの研究では、実際に答申された「期待される人間像」が高坂の執筆によるものであり、彼の思想がかなりの程度反映されたものであるとの認識が批判的に共有されてきた²。

こうした見方に対して筆者は、高坂が「第一次草案」を執筆する前に、委員会が13回もの審議を重ねていたことに着目し、その審議の内容を精査することで、高坂によるこの最初の草案が、審議に出席した各委員の見解を「とりまとめた」ものであったことを明らかにした。拙稿「期待される人間像」（第一次草案）の成立過程—各委員による意見発表の内容を手掛かりに一—で論じたように、諮問の後、1963年9月9日に開かれた第1回会議から、主査草案の提出される1964年9月7日の第14回会議までの約一年間の審議では、外部委員を含めた15名の委員による意見発表が順におこなわれ、高坂による「第一次草案」はおおむねこれらの発表に基づきながら執筆され、提案されたのである³。

こうした背景を踏まえて本稿の課題としたいのは、高坂の提出した「第一次草案」が委員会でのように受け取られ、その後どのようにして「中間草案」の形に改訂されてゆくかという審議のさらなる経過についてである。すでに明らかにされているように（また上記拙稿で明らかにしたように）、「第一次草案」から「中間草案」にいたるまでには形式と内容の双方において一定の改訂が施されており、その間の具体的な審議の解明が期待されている。よって以下では、当該期間における第19特別委員会の審議録を検証することで、まずは草案を執筆した高坂が審議にあたって強調した点を明らかにするとともに、草案に対して各委員から寄せられた意見とそれをめぐる議論の行方をそれぞれ確認し、高坂による「第一次草案」が実際に公表された「中間草案」としてまとめられるまでの過程を明らかにしてみたい。

2. 主査草案の提出にともなう高坂の発言

先にも言及したように、高坂による「第一次草案」が審議の席に提出されたのは、1964年9月7日の第14回会議においてのことである。同年6月22日の第13回会議にて主査を除くすべての委員の意見発表が済んだ後、二か月の「夏休み」のあいだに高坂が草案を事務局に提出し、この草案の提出をもって第14回会議は開かれる。先に、提出された草案の項目は以下である。

期待される人間像（第一次草案）⁴

序文

- 1 戦後の道徳的混乱
- 2 経済的繁栄と精神的空白
- 3 今日の世界情勢と理想の人間像の必要
- 4 根本原理としての人間尊重と愛
- 5 自愛心・愛国心・人類愛

本論

第一章 個人として

- 1 自由であれ
- 2 個性を伸せ
- 3 正しく自己を愛し得る人となれ
- 4 頼もしき人となれ
- 5 建設的な人間であれ
- 6 幸福な人間であれ

第二章 家庭人として

- 1 家を愛の場たらしめよ
- 2 開かれた家であれ
- 3 家をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ

第三章 社会人として

- 1 仕事に打ち込み得る人となれ
- 2 機械を支配し得る人となれ
- 3 大衆文化消費文化におぼれるな
- 4 社会規範を重んずる人となれ

第四章 日本人として

- 1 正しく日本を愛する人となれ
- 2 善き日本人となれ
- 3 豊かな日本人であれ

- 4 美しき日本人であれ
- 5 たくましき日本人であれ

附記

- 1 教育の目標
- 2 幼児期の教育
- 3 躰・他律から自律へ
- 4 愛と信頼と権威
- 5 生活環境の整備
- 6 青年期の教育と覚醒
- 7 教育者の心構え

草案を提出した高坂は、まず同文書の位置づけについて「これを今後どのように取り扱っていくかということが大きな問題になるだろうと思うのでありますが、[「だいたいこんなように皆さん方のいろいろなご注意を拝見しながらまとめてみたらどうだろうかと思ってまとめたわけでありませう」と述べた後⁵、その内容につき次の三つの観点をみずから強調して述べている。

第一には、文書の全体を「人間尊重ということを中心に置いて」考えたことであり、さらに「人間尊重というだけでは少し具体性に欠け」るため、それを補うために「愛ということばを使った」ことである⁶。高坂によれば、この草案の「全体を通じているもの」は「愛の精神」であって、「しかし愛というだけでは足りませんので、その逆な面には正義とか正しさとか、きびしさというものがあるわけで、[「愛を根本に置いて、それを正しく育てるために義とか正義とかいろいろなものをそれに付け加えたわけでありませう」と述べている⁷。

この点に関して草案の本文を見てみると、序文に「4 根本原理としての人間尊重と愛」の項目が立てられ、そこには次のように記載されている。

由来、種々なる徳目が立てられ述べられてきた。しかしそれが生きた一個の人間のうちに結晶するためには、また背骨の通った人間を形成するに足るためには、その根本原理が示され、それによって統一されなければならない。かかる根本原理に値するものは人間尊重の精神であ

り、人間に対する愛である。人間こそ目的そのものであり、単に手段として取扱われてはならない。人間を通じて最高の価値が実現されるのであり、人間こそあらゆる価値実現の根源である。

孔子は仁を説き、伊藤仁斎は「仁は愛なり」と解釈した。キリストは愛を説き、釈迦は慈悲を説いた。プラトンによればソクラテスも愛を説いたとされている。このように世界の四聖が愛を人道の根本においたことは重視されねばならない。

凡そ愛なくしては人間は生き得ないのであり、いかなる人間的なものも育ち得ないのである。人間尊重は具体的には愛の精神である。⁸

このことと関連して第二の点とされたのは、道徳というものを「人間性とどこか別個な何かアプリオリ的なものとして」とらえるのではなく、どこまでも「本来の人間性」を生かすためのものとする立場から、この草案が書かれていることである。人間の「人間に対する愛」や「愛の精神」を道徳の根本原理としたように、高坂は「私は一応人間の欲望というものを頭から否定したくない」として、草案の全体において愛や欲望という人間の自然的なものを否定せず、むしろ「それを正しく生かすための道徳、それを純化するための道徳」について考えたのだと述べている⁹。

この点につき再び草案の本文を確認すると、序文の「5 自愛心、愛国心、人類愛」の項目には、道徳の根本原理としての愛——それは「自然の情」であるという——と、それを生かすための道徳の関係が次のように示される。

愛は人間の自然の情である。それは自愛心から愛国心に至り、人類愛に及ぶ。しかし自然の情に止まる限り、愛は歪み易い。凡そ道徳と呼ばれるものは、自然の情、欲望としての愛を育て、清め、理想にまで高める所以のものである。期待される人間像の根幹もまたここに存する。¹⁰

愛を自然の情とすること、およびそれを道徳の根本原理に据えることが妥当であるかどうかはひとまずおいて、草案の提出にともなって高坂があえてこうした点について述べたのは、そうした考えが高坂のオリジナルであったためだと思われる。先の拙稿で明らかにしたように、高坂が草案を執筆するまでの13回の会議では、さまざまな徳目を貫く「大徳」の必要をはじめ、「宗教的な心情」や「儒教や武士道」などの必要に関しては委員の側から意見が上がったが、それを「愛」に見いだすことについては特に誰からも言及されていない¹¹。現に発表された「中間草案」では上の引用箇所はいずれも項目ごと削除されており、よってこの点に関してはその後の審議でどのような意見が交わされたかを注視したい。

そして、高坂が「一番の問題」として言及した三つ目の観点は、「個人と社会、国家、世界の関係の問題」に関する点である。このことについて高坂は、「これは個人を一応基礎において考えたわけでありまして」とする一方で、しかし「個人ということですべてが割り切れるものではありません」ために、「制限を持った個人が相寄って人間性を伸ばすためにはそこに共同体が必要であるという考え方をとっております」と述べている¹²。その意味で、序文に続く草案の本論は「個人としての人間のあり方、家庭人としての人間のあり方、社会人としての人間のあり方、国家人としての人間のあり方」という四章の構成をとっており、これは高坂によれば「身近なところ、狭いところからだんだん広いところへ及んでいくといったような順序で展開しているわけでありまして」とのことである¹³。

またこのことに関連して、高坂が「私といたしまして最後まで考えてはいたのですが、取り上げることを、ここでは出さなかった問題」として、「天皇さんに対する態度、あるいは国家に対する態度」に言及していることにも注視したい¹⁴。草案には「自国を愛する情は、自己を愛する情の如く自然の感情である」といった自国への愛に関する記述は見られるが、しかしこうした愛の感情を

天皇や皇室につなげるような記述はされていない。高坂によれば、「そういうものをここに日本の歴史と関連して適当に織り込むことができるといいのじゃないか」とは思ったが、むしろ「差し控えたほうがかえっていいのか」とも思い、「いまだにまだ迷っている次第であります」と述べている¹⁵。一方公表された「中間草案」では天皇を敬愛することの必要を明記した項目が序文に加筆されており、よってこの点についても公表された形になるまでにどのような議論が展開されたのかを注意して追ってみたい。

それでは、以上の高坂の発言を念頭に、第14回会議から「中間草案」が公表される直前の1964年12月21日に開かれた、第17回会議までの審議の記録を追っていこう。以下では審議の経過を時系列で把握するために、それぞれの会議でおよそどのような議論がなされたかということを目に見えていくことにする。

3. 第14回会議（1964年9月7日）での審議について

第14回会議では、草案について主査から上の説明があったことに加えて、各委員から草案への感触（おおむね肯定的な感触）が簡単に述べられたほか、主として文書の形式に関する意見と人間像の範囲に関する意見の二つの点が議論になった。

形式の問題について強く私見を述べたのは、以前文部事務次官として第9回会議にて意見を発表し、第14回会議より専門委員として審議に加わった内藤誉三郎である。内藤は、高坂による草案の全体を「少し抽象的過ぎるのじゃないか」としたうえで、「もっと具体的な徳目があってもいいのじゃないか」、「何か具体的なもう少しはっきり徳目というものを整理されて」、「もう少し徳目を出していただいたほうがいいのじゃないか」と繰り返し発言した¹⁶。内藤の言うところでは、「教育勅語にかかわって制定された教育基本法」は「実際に抽象論が多くて具体性が乏しい」ものであり、「期待される人間像」がそれを補うことを目指し

たことを踏まえれば、もっとはっきりとした徳目の提示があってもよいのではないか、ということである。

これに対して高坂は、はじめから明確な徳目を提示するよりも、まずは「説明を求められたときにこうこうだということを説明ができるものを最初に出し、そうしてもっと迫力のあるもの、コンパクトなものに煮詰めていく」つもりであることを説明し、「そのときには委員各位の御指示、あるいは御希望その他によりまして」、「五つか、せいぜい十ぐらいのところを押えてやりたいと思っております」、「その前に一応あまり議論が起らないようなところで、ほぼこのくらいのところであつたらいいのじゃないかという線を出したのがあります」と応じる¹⁷。よって具体的な徳目を出すかどうかという問題は、次回以降も引き続き議論されることになる。

他方、人間像の範囲（文書の対象）をめぐる問題に関しては、特に第20特別委員会の委員も務める審議会会長の森戸辰男より意見があった。森戸が指摘したのは、現状において中心的に書かれている「一般的な国家、社会における人間像」の視点を、もう少し後期中等教育の現場に即した形に限定し、「後期中等教育の年齢にあたる、各学校の種別ではなくて、共通するようなもの」を考えてゆく必要性についてであった¹⁸。森戸の言うところでは、当審議会には、後期中等教育の理念を検討することと、そのために今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかを検討することの二つの課題が課されたのであって、よってこの諮問をそれぞれの委員会（第19特別委員会と第20特別委員会）がどのように引き受けるかということが問題になってくる。

この問題に対して主査高坂は、後期中等教育のあり方に関しては「これは第20特別委員会でおやりいただいたほうがいいのじゃないかと思えます」という姿勢を崩さず、第19特別委員会の役割はあくまで「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきか」という課題を審議することであると主張する。具体的な発言としては、「われわ

れのほうから後期中等教育の目的、性格がこうあるべきだ、あるいは教育内容、授業形態というところまで入っていきますと」、「どうもこっちが入っていくのは越権だと思います」などと述べられた¹⁹。

この点に関しては、第20特別委員会の主査である平塚益徳もまた「あくまでも第20特別委員会としても、こちらで人間像の中にそういう問題（後期中等教育に即した問題：筆者注）を取り入れていただかないと第20のほうが入りまじ動かないという気持ちがござります」と発言するが²⁰、結果として主査との意見が折り合わず、第19と第20の両特別委員会の役割の明確化および今後の連携——より具体的には、「期待される人間像」が後期中等教育のことにまで言及するかどうかという問題——に関しては、引き続き次回以降の課題となった。

そのほか、内容の細かな点に関しては、高橋雄豹、石田壮吉、坂西志保、大河内一男、諸井貫一の各委員より、「社会的規範」の重要性、および「順法の精神」をさらに強く打ち出す必要と、それに関連して「職場道徳」に関する記述を充実させる必要が述べられたほか²¹、森戸より「個人愛、家族愛、国家愛、これがみな調和するように出ておりますが、実際には調和しない形であらわれているということが普通であります」、「そういう問題に対して相いれないところをどうするかということも一つの重要な問題であるように思う」との意見があった²²。またあわせて天野貞祐より「ただ問題は、高坂さんの言われたたとえば天皇とか、そういうことが一体なくてもいいのかどうかということが一つ問題だと思う」との発言があり²³、内藤からも「天野先生のおっしゃった天皇の問題、これは一つご審議いただきたいと思えます」との念押しがあった²⁴。よってこの点については次の会議で話題になった。

4. 第15回会議（1964年9月21日）での審議について

第15回会議で主な議論になったのは、日本の伝

統と天皇に関する問題と、それに関連して文書の形式に関する問題の二点であった。まず前者に関し、欠席した松下幸之助からの書簡に「わが国本来の伝統というものについて、いま少し強調してはいかがか」との意見が述べられたことを契機に議論が展開する²⁵。松下の文書には、「わが国には二千数百年にわたる歴史があり、伝統があります。それは天皇家を中心にした歩みでありましたが、これは世界の他の国が、持とうとしても持つことのできないわが国独自の伝統の姿であります」といった記述があり²⁶、それが読み上げられた審議の場では、松下の見解に賛意を示した出光佐三と久留島秀三郎の二名から、日本の伝統と民族性をめぐって力のこもった意見が述べられた²⁷。

これに対して主査高坂は「ただ一番むずかしいのは、いまの天皇制の問題をどう取り扱うかという問題になるんじゃないでしょうか。ことに天皇中心、あるいは皇室中心というようなものをすぐに期待される人間像の中に入れるということにつきましては、皆さん方の御意見をぜひお伺いしたいというふうに思います」と応答し、一貫して慎重な姿勢を見せている。一方で、その後久留島より「実際問題として」「儀式に国旗も掲げなければ、君が代を歌ったこともないという学校がある」との発言があったことから、天皇をめぐる議論はさらに国旗や国歌の問題にも波及する²⁸。

この点につき注目すべき私見を述べたのは、前回の会議で具体的な徳目の提示を求めた内藤である。内藤は、前回に引き続き草案の全体を「もう少ししぼって、いまの教育の上でほんとうに欠陥であると、ここに重点を置かなければならん」としたうえで、その「欠陥」というのが「日本人としての誇りあるいは自覚というもの」、より具体的には「国旗、君が代、天皇という問題」にあると主張する²⁹。また別の箇所内藤は、「昔は、よかれあしかれ教育勅語があって、あすこにあることが教科書にも入っていたし、教師の心がまえに徹底しておったと思うんです」と「教育勅語」に積極的に言及し、よって本草案もまた「ソ連や

中共の生徒規則のような箇条書きにさせていただいて、だれにもわかるようにしていただきたい」、「子供にも、先生にも、一般の父兄にもわかるような平易なものであってほしい」と主張した³⁰。

こうした内藤の発言に対しては、天野貞祐より「学校の先生というものはこのくらいのもを読む忍耐力がなくちゃ話にならないと思うんですがね」、「内藤さんの云われた中国、ソ連などの学校規則ですね、ああいうものは、これをもとにして文部省なり教育委員会なりでやればいい」といった発言が³¹、また坂西より「要約して非常におぼえやすいものにするというのは便利ですけども、私も天野先生と同じように、それだとまたもう一度神棚に上げられちゃうんです。ですからそうでなくてこれを苦勞しても読む、そして自分の納得がいくまで読むというだけの努力をみんながするのでなければ、新しい面は出ていかないということたたき込む必要があるんじゃないでしょうか」との発言があった³²。議論の結果、高坂によるこの草案をむしろ「解説書」として、ここから「大事なポイントをピック・アップして」なるべく簡潔にしたものを冒頭か結びに付け加えるのはどうかということで一応は合意した。

そのほか注目すべきやり取りとして、草案の第一章の「2 個性を伸せ」に記された「人間は単に人格を有つのみではなく同時に個性を有つ」という記述に対する石田からの疑問——「私はよくわからないんですけども、人格というものと個性というものは、これは別なのでしょうか」——に対し、高坂がカントの人格性の概念を説明する場面があった³³。草案はこうした特定の思想や知識が前提になっている場合が多く、この石田とのやりとりに対して平塚が、「この文章の裏にある思想というものが一般の人たちにはたして理解されるかどうかということをお心配しておりました」と述べる場面があった³⁴。また最後に会長の森戸より「天皇制に対すること」につき、「この問題は私は回避することはできないと思う」との発言があり、次回も引き続き検討することで会は閉じられた。

5. 第16回会議(1964年10月19日)での審議について

第16回会議では、冒頭に主査より「できましたら本日の質疑応答でもってほしい皆さん方の御意見をお伺いいたしまして、第一次草案に手を入れた第二次草案をつくって、それについてさらにご検討をいただくようにしたいと思っております」との発言があり、そのうえで次の三点について、主査自身の意向と各委員への要望があわせて述べられた³⁵。要望というのは、第一に、「最後にまとめますときに、ごく少数の要点だけにしぼったようなものを付け加えてみたい」ので、「この点はぜひ落とさないようにしてほしい、あるいはこの点はぜひ強調してほしいとお考えになります点」をメモとして提出してほしいこと、第二に「天皇の問題」について、人間像の本論の中ではなくて、最初の序説ないしは序文のところで、「日本の象徴という意味で取り上げていってみたい」と考えていること——この点については出光と久留島の二者から早急に賛同の意が述べられた——、そして第三に、歴史教育の問題と女子教育の問題について、それぞれ取り上げるべきかどうかご意見を伺いたいという三点であった。そのうえで特に三点目の歴史をめぐる問題との関わりで、あらたに第四章に加えることを検討中であるという「風格ある日本人となれ」の文章が読み上げられた³⁶。高坂によると、この「風格」という文言には、前回までに委員から要請のあった伝統や民族の問題、および日本人の歴史性を強調する意味が込められたということであったが、坂西をはじめ委員からは「非常に漠然としていて、わかりにくいんじゃないか」との意見があった³⁷。しかし、審議のなかでその言葉のもつ歴史的なニュアンスが評価され、複数の委員による肯定的な発言を経て第四章の最後に加えることで承認された。

そのほか、これまで意見を述べていない木下一雄より、序文の特に「根本原理としての人間尊重と愛」の項目について、「ここでやはり愛ともう一つ、もしわれわれが道徳の根本原理として考え

ますならば、誠というものが考えられなければならないんじゃないか」とする意見や³⁸、また教育を主題とした「附記」の部分について、これを「どのように後期中等教育の現実の場面に結びつけていくかということ」を、第20特別委員会と連携して検討していく必要があるのではないかとする指摘があった³⁹。ここで木下より「根本原理としての人間尊重と愛」をめぐる意見が出されたことは注目に値する。一方これに対して高坂は、「やはり愛の方が基本的だ」と応答したものの、しかしそうした見解の違いについては「なおもう少し考えさせていただきたいと思います」と述べるにとどまった⁴⁰。

そのうえで注視したいのは、今回の審議においても再び内藤から「教育勅語」が引き合いに出され、教育関係者に直接に訴えかけるような「もう少し具体的な目標」を示してほしいとの要望があったことである⁴¹。「期待される人間像」を読む対象について、高坂が(諮問をおこなった文部大臣は)「おそらく日本のすべての人に読んでもらいたいというふうにお考えじゃないかと思う」と応じたことに対して、内藤は、「しかし一般に、日本国民に告ぐというんじゃないかと思うので、教育する場合の心がまえに参考に使っていただきたいという程度のものがいいんじゃないかな」と感じるんです、教育関係者がこういう点に重点を置いて教育しろということじゃないのかな」と主張して、高坂の発案した「美しき日本人」や「たくましく日本人」という抽象的な項目ではない、「教育の具体的な指導目標」になるようなものへの転換を繰り返し主張した⁴²。

この内藤とのやり取りに対しては、他の委員からも「これは教育勅語のようなものと比べることはちょっと妥当でないんじゃないか」(森戸発言)、「これを教育勅語と比べることは非常に危険で、また根本的に間違っていると思います」(坂西発言)との意見が出されるとともに⁴³、高坂もまた「焦点がぼけるというようなきらいは、おっしゃるように出てくるんですが、しかしそれにもかかわらず、現状は何か理想を求めているながら理想が

ないから、理想を求めていく上の手がかりになるようなものを出せばいいんじゃないか」, 「私も大体そんなつもりで書いてきたんです」と発言し、内藤が要請するような具体的な徳目については一応は出さない方向で審議は締められた⁴⁴。

なお会議の冒頭で高坂が問いかけた女子教育の問題に関しては、坂西より「ここでは理想の人間像を掲げているのですし、その理想像という点においては男女の差別がないと思うんです」という意見が出され、高坂もまた「どうも男の理想と女の理想というやつを分けて考えるのはまずいんじゃないかという気持ちが強いのでございます」と述べるなどして、当委員会では特に取り扱わない方向で合意した⁴⁵。

6. 第17回会議（1964年12月21日）での審議について

前回会議にて予告されたとおり、第17回会議では高坂がさらに修正を加えた「第二次草案」が提出される。提出された草案の項目は次である。

期待される人間像（草案）⁴⁶

序論 当面する日本人の課題

- 1 人間像の分裂
- 2 第一の要請
- 3 民族性の忘却
- 4 第二の要請
- 5 民主主義の未成熟
- 6 第三の要請
- 7 日本の象徴

本論 期待される人間像

第一章 個人として

- 1 自由であれ
- 2 個性を伸せ
- 3 正しく自己を愛し得る人となれ
- 4 頼もしき人となれ
- 5 建設的な人間であれ
- 6 幸福な人間であれ

第二章 家庭人として

- 1 家を愛の場たらしめよ
- 2 開かれた家であれ
- 3 家をして憩いの場所たらしめよ
- 4 家をして教育の場所たらしめよ

第三章 社会人として

- 1 仕事に打ち込み得る人となれ
- 2 機械を支配し得る人となれ
- 3 大衆文化消費文化におぼれるな
- 4 社会規範, 社会秩序を重んずる人となれ

第四章 日本人として

- 1 正しく日本を愛する人となれ
- 2 心ゆたかな日本人であれ
- 3 美しき日本人であれ
- 4 たくましき日本人であれ
- 5 風格ある日本人となれ

草案改訂の経緯について、高坂は「一応案ができてから、会長、副会長、その他二、三のお方とお話を持つ機会がございましたので、その御意見も伺いまして、さらに多少の修正推敲を重ねたわけでありまして」としたうえで⁴⁷、第一次草案からの主な修正点に関して、第一に、序文の構成内容をあらためたこと——具体的には「現在特にどういう課題にわれわれが面しているかという側面から、それに力点を置く」ように、記述の内容を「課題という形で強調した」こと、第二に、あらたに序論の「7 日本の象徴」の項目で「天皇の問題、国旗の問題、国歌の問題というようなことに同時に触れている」こと、そして第三に、附記としていた「留意すべき教育上の諸点」について、こうした内容は第20特別委員会をはじめ「そういった具体的な場所におきましてお取り扱いいただきますのが適当だろうというふうに思いまして」省略したことの三点について説明をおこなった⁴⁸。特に二点目の天皇、国旗、国歌の問題に関して、序論に加えられた文章は次である。

以上述べてきた^マつた^マいくたのことは、今日の日本人に対して等しく期待されることである。
(略) その際注意すべき一つのことがある。

それは、それぞれの国はそれぞれの国の使命あるいは本質を示す所以の象徴をもち、それに敬意を払い、その意義を実現すべく努力しているという事実である。（略）われわれは日本の象徴として国旗をもち、国歌を唱い、また日本国民統合の象徴としての天皇を敬愛してきた。それは日本人が日本を愛し、その使命に対して敬意を払うことと別ではなかった。天皇は日本国民統合の象徴である。われわれは祖国日本を敬愛することが、天皇を敬愛することと一つである所以を深く考えるべきである。⁴⁹

以上の説明を受けて、各委員からは誤字や表現をめぐる細かい指摘とあわせて基本的には主査への労わりの言葉と賛意が述べられ、委員会としては高坂の案がおおむね承認された。そのうえで議論になったのは、今回あらたに序論の標題に掲げられた「当面する日本人の課題」という文言について、それをむしろもう少し限定して「日本教育の課題」とした方がよいのではないかとした森戸からの指摘であった。この点は以前から見解の相違が見られた諮問の趣旨をめぐる問題（第19特別委員会と第20特別委員会の役割の問題）にも関わって、森戸と高坂のあいだで再び見解が食い違う。そして今回もまた会議の中では結論に至らず、結局は「会長、副会長と両氏の間で御相談を願って」「いまの取扱い御決定願ったらどうですか」（高橋発言）ということに落ち着いた⁵⁰。（なお公表された「中間草案」には「当面する日本人の課題」が採用されている）

こうして草案の内容が一応は承認された後、主査および会長の森戸より今後の取り扱いに関する事項が述べられた。具体的には、先に高坂より「大体皆さん方の御意見はほぼ私とするとお伺いをしたいと思いますので、むしろまだ十分まとまっていないときに、広く社会にこれを出しまして、国民の全体のいろいろな御意見を伺うといったような方向にもっていくということも考えられる次第であります」との発言がなされ、あわせて会長の森戸より「一般社会、ことに教育に関係されておる

人々の御意見を十分に聞いて、私どもがさらに検討していくと、こういう形が妥当である」と考えていることが述べられた⁵¹。両者によると、審議の途中で国民に公表することはすでに文部省の調査局長も了承済みであり、具体的な計画としては、翌年1月11日に予定される第18回総会にて了承され次第、「中教審の中間報告というんじゃなくて、第19の中間報告」という形で新聞紙面を通じて公表するよう調整中である旨が、主査高坂より述べられた。こうして会議は閉会するが、ここで述べられた計画にしたがって、このあと「中間草案」は広く一般に向けて公表されたのである。

なお会議の後に公表された「中間草案」の内容は以下であった。

期待される人間像（中間草案）⁵²

序論 当面する日本人の課題

- 1 人間像の分裂と第一の要請
- 2 民族性の忘却と第二の要請
- 3 民主主義の未成熟と第三の要請
- 4 日本の象徴

本論 期待される人間像

第一章 個人として

- 1 自由であれ
- 2 個性を伸ばせ
- 3 正しく自己を愛する人となれ
- 4 頼もしい人となれ
- 5 建設的な人間であれ
- 6 幸福な人間であれ

第二章 家庭人として

- 1 家庭を愛の場とせよ
- 2 開かれた家庭であれ
- 3 家庭をいこいの場とせよ
- 4 家庭を教育の場とせよ

第三章 社会人として

- 1 仕事に打ち込む人となれ
- 2 機械を支配する人となれ
- 3 大衆文化、消費文化におぼれるな
- 4 社会規範、社会秩序を重んじる人となれ

第四章 日本人として

- 1 正しく日本を愛する人となれ
- 2 心豊かな日本人であれ
- 3 美しい日本人であれ
- 4 たくましい日本人であれ
- 5 風格ある日本人となれ

7. まとめと今後の課題

ここまで、主査による「第一次草案」が提出されてから「中間草案」が公表されるまでの審議の内容を検証し、そこで展開された主な議論を記述してきた。あらためて注目したいのは、第一に、「個人、家庭人、社会人、日本人」の順に展開された本論の内容に関しては、細かな修正を入れつつもおおむね高坂の案が採用された一方で、高坂が「道徳の根本原理」とした「愛の精神」をめぐる序文の一連の記述が削除され、代わりに複数の委員から意見のあった「象徴としての天皇」をめぐる記述が加えられたことである。ここまで明らかにしたように、「第一次草案」で序文に示されていた「根本原理としての人間尊重と愛」および「自愛心・愛国心・人類愛」の項目はほとんど審議されることなく削除され、その同じ箇所に「われわれは日本の象徴として国旗をもち、国歌を歌い、また日本国民統合の象徴としての天皇を敬愛してきた」とする「日本の象徴」の項目が加わった。「愛」をめぐる記述が高坂のオリジナルであった旨は先に述べたが、だからこそ高坂は今度は自身の判断で当該記述を取り下げて、委員会の意向を尊重したものと思われる。このことの妥当性に関してはひとまずおいて、第一次草案から中間草案の成立にあたってこうした経緯がとられていたことは、主査高坂をただちに天皇主義者として批判してきた従前の理解に対し、委員会の構成やその性格をより広い視点でとらえる必要が示唆される。

一方、審議の経過に関して注目されたのは、主査による「第一次草案」が提出された後にもかかわらず、「期待される人間像」の対象をどの範囲に設定し、どのような形式で提示するべきかとい

う内容以前の問題が繰り返し議論になったことである。特に「期待される人間像」の範囲の問題に関しては、草案を執筆した主査の心づもり(国家、社会における一般的な人間像——高坂の言葉で言えば、「日本人が日本人に期待する人間像」の検討)と、会長の森戸および第20特別委員会の主査であった平塚との見解(後期中等教育により焦点化した場合の人間像の検討)とが最後まで食い違い、結論のでないまま中間草案は公表される。——そしてこのことは結果として草案の公表後に再び混乱を引き起こすことになる。

諮問の文言には「すべての青少年を対象として後期中等教育の拡充整備を図るにあたっては、その理念を明らかにする必要がある、そのためには今後の国家社会における人間像はいかにあるべきかという課題を検討する必要がある」と表記されており、それが一般的な人間像なのか、それとも後期中等教育に限った場合の人間像なのかという具体的な指示はされていない。そもそもこの両立場は切り離せるものではないものの、しかし人間像の範囲や文書の対象に関しては、少なくとも主査が草案を執筆する前に十分に議論しておく必要があっただろう。審議の経過から、草案の提出後にこうした議論がなされたことは主査にとって少なからぬストレスであったことがうかがえる。

また「期待される人間像」の形式に関して、教育勅語に匹敵しうる「力強い」徳目の提示を繰り返し求めた内藤の発言からは、前文部事務次官という彼の立場からして、文部省の関係者がこの文書に寄せた意図や期待を少なからず予感させるものであった。一連の審議を通しては、教育勅語に対する内藤と他の委員との明確な意識の違いもみられたが、このことはたとえば具体的な委員会の人選(具体的には「期待される人間像」における内藤の立場と役割など)にもかかわって今後の研究課題になるだろう。内藤は自身の半生を綴った著書『戦後教育と私』(1982年)にて、「期待される人間像」は、私が期待したほどの内容ではなかった」と記述しており、その熱意に対して現実の経過が「期待はずれ」であったことが周辺の記

述から暗黙にうかがえる⁵³。審議上のやり取りのみでは各委員の思惑や意図を明確につかむことはできないが、しかし審議の中でこうしたやり取りが繰り返されたという事実を明らかにしたことは、この文書を評価することの難しさを浮かび上がらせるとともに、先の天皇の問題と同じく「期待される人間像」を「高坂勅語」としてきた従前の批判に疑問を突き付けることになるだろう。

一方、審議の経過からあらためて課題として浮かび上がったのは、「期待される人間像」という文書をいったいどのようにとらえたらよいかというその評価に関する点である。先にも述べたように、これまでの研究では同文書が主査高坂の思想をかなりの程度反映したものであるととらえられてきたが、しかしこれまでの審議録の検証を通しては、その最初の草案はむしろ各委員の意見をとりまとめたものであり、またこれまで特に注目すべき論点とされてきた天皇や、国歌、国旗をめぐる記述に関しては、それが高坂の原案であるよりも、むしろ審議のなかで提案され加筆されたものであることが浮かび上がってきた。近年は同文書に対する高坂の影響を認めるあまり、それを「京都学派の哲学」に関連づける動向も見られるが⁵⁴、道徳の根本原理を「愛」に認めた点をこそ高坂の哲学(および京都学派の哲学)の特徴とするならば、その点が「中間草案」の公表前にすべて取り下げられたことはさらに注目に値する。たしかに高坂は主査として二度にわたる草案を執筆し、また本論の記述についてはおおむね高坂のとりまとめが採用されたことは事実だが、しかし本稿を通して明らかであるように、行政文書というのはさまざまな思想や見解、および社会的な影響力に対する配慮や懸念が複雑に入り組んだものであり、そのためこの文書の全体をただちに高坂の思想である=京都学派の哲学の影響下にあると理解することはやはり難しい。

今後は引き続き最終報告までの審議の経過を検証するとともに、——今後は第20特別委員会の審議を参照することも必要になってくるだろう——主査高坂や審議会会長の森戸だけでなく、教育勅

語に類する文書を求めた内藤の見解や、第20特別委員会主査の平塚の思想、および日本の伝統と天皇への言及を繰り返した松下や出光、久留島の立場など、審議に参画した各委員の思想や回想に広く耳を傾けて、この文書の思想的な性格と歴史的な位置づけをさらに詳しく検討していきたい。そうした検証を踏まえたうえで、文書の内容を丁寧に読み直し、その意義と問題をあらためて精査することが当面の課題である。

※本研究は、日本学術振興会科研費JP20K13839の助成を受けたものである。

注

- 1 「期待される人間像」の成立過程を対象とした研究としては、貝塚茂樹『戦後教育のなかの道徳・宗教』(文化書房博文社、2003年)の第5章「中教審答申「期待される人間像」(一九六六年)の成立過程」がある。審議の内容に注目した論考としては、拙稿「期待される人間像」(第一次草案)の成立過程—各委員による意見発表の内容を手掛かりに(『北海道教育大学紀要 教育科学編』第72巻、第1号、2021年)のほか、田中直人「中央教育審議会答申別記「期待される人間像」の再検討—中教審第十九特別委員会での審議内容の精査を通じて」(明治大学大学院政治経済学研究科『政治経済学研究論集』第10号、2022年)がある。「期待される人間像」の諮問および審議をめぐる背景とその主要な論点については、拙稿「道徳教育と人間像—「期待される人間像」の背景と思想」(道徳教育学フロンティア研究会編『道徳教育はいかにあるべきか』ミネルヴァ書房、2021年に所収)を参照のこと。
- 2 一部の批判において「期待される人間像」は「高坂勅語」と揶揄されるほどであった(船山謙次『戦後道徳教育論争史 下』青木書店、1984年など)。こうした論をはじめ「期待される人間像」をめぐる高坂批判の概要は、拙稿「戦後教育学における「京都学派」—政治的批判と哲学的再評価のあいだ」『人間と社会の探究』第80号、2015年を参照のこと。
- 3 拙稿「期待される人間像」(第一次草案)の成立過程」前掲(註1)。
- 4 以下、「第一次草案」に関しては、国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会資料(昭38.5~昭41.4)」(平4文部01065100)の「13期待される人間像(第一次草案)」を参照する。
- 5 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審

- 議会第19特別委員会速記録12～16」昭39.4～昭39.6, (平4 文部00947100), 第14回会議での高坂発言, 1832～1834頁。以下, 同資料からの引用にあたっては, 原資料の右下に付された通し番号を頁数として記載する。なお全体を「序文」, 「本論」, 「附記」の三段構成としたその形式に関しては, 前掲の拙稿「期待される人間像(第一次草案)の成立過程」ですでに論じたのでここでは触れないこととする。
- 6 同上, 1835頁。
- 7 同上, 1836～1837頁。
- 8 「期待される人間像(第一次草案)」前掲, 3～4頁。
- 9 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録12～16」前掲(平4 文部00947100), 1837～1838頁。
- 10 「しかしその具体化としては, それを「個人として」「家庭人として」「社会人として」及び「日本人として」の四項目に分った」と続く(「期待される人間像(第一次草案)」前掲, 4頁)。なお「愛」をめぐるこうした記述は本文の随所に見られ, たとえば「第一章 個人として」の「三 正しく自己を愛し得る人となれ」には, 「人間には本能的に自己を愛する心がある。われわれはそれを尊重しなければならない。しかし重要なことは, 正しく自己を愛し得ることである」などといった記述がされている(同, 7頁)。
- 11 拙稿前掲(註1)。ただ高坂が「期待される人間像の根幹」を「自然の情」としての「愛の精神」に認めようとしたことは, 彼の思想を理解するために重要な点である。このことに関しては高坂の『私見期待される人間像』(筑摩書房, 1966年)を検証するなどして稿をあらためて論じたい。
- 12 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録12～16」前掲(平4 文部00947100), 1840～1841頁。同じ箇所が高坂は「でありますから, これは単にオルガニズムの考え方でなくて, あるいは契約論で考えられるような国家の考え方でなくて, 両面を渡すような立場をとっていきたいというつもりであります」とも述べている。よく言及されるように, 草案の四章構成は天野貞祐の名で発表された「国民実践要領」と同様であるが, 高坂が国という概念について述べる際にヘーゲルの「人倫的実体」に言及していることから, こちらの草案においてもまたヘーゲルの共同体に関する議論が一定の影響をもったものと考えられる。国民実践要領にみられる国家観に関しては, 拙稿「戦後の道徳教育を貫く国家観一人倫共同体というオブティミズム」『教育学年報』第12号, 世織書房, 2021年を参照のこと。
- 13 なおこの点については「このあとに世界的な日本人であれといったようなことを項目としてあげるのが妥当かも知れませんが, あちこちでちょっと触れてお
- ますので, それは特別に項目としては掲げなかった次第であります」と述べている(同上, 1844頁)。
- 14 同上, 1856頁。
- 15 同上, 1856～1857頁。なお愛国心に関しては「自国を正しく愛するとは, 自国の価値を一層高めんとする心がけであり, その努力である」と記述されている(「期待される人間像(第一次草案)」前掲, 18頁)。
- 16 同上, 1868～1871頁。
- 17 同上, 1894～1896頁。また別の個所で高坂は, 「多くの人々にとっては, それよりももう少し焦点をしぼったもののほうがいいということもあるかもしれませんが, そこが私としてはよう踏み切れない点であります」とも述べている(1916～1917頁)。このことについては天野貞祐も私見をコメントし, 「従来の教育勅諭であっても軍人に対する勅諭であってもそういうものはみな引き締まった力強い言葉でやったのであります。しかし今の時代はそういうやり方でなくて, ただ外形的に体系も何もしにすつとやるのじゃなくて, 体系的に個人, 家族, 社会, 国家, 世界という一つの体系を持ったものでございます。だから昔のように読み上げて暗唱してやるというのじゃなくて, 国民が, ゆっくり読んでそうしていくという, そういうやり方だと思えます」と述べている(1912～1913頁)。
- 18 同上, 1896～1907頁。
- 19 同上, 1907～1909頁。
- 20 同上, 1909～1912頁。
- 21 同上, 1858～1862の高橋発言, 1862～1865の石田発言, 1875～1877の坂西発言, 1878～1883頁の大河内発言, 1885～1886頁の諸井発言など。
- 22 同上, 1923～1925頁。
- 23 同上, 1915頁。
- 24 同上, 1918頁。
- 25 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会資料(昭38.5～昭41.4)」(平4 文部01065100)「17期待される人間像(第一次草案)について」
- 26 同上, 406頁。
- 27 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録12～16」前掲(平4 文部00947100), 16～27頁の出光発言, 45～54頁の久留島発言。具体的には, たとえば「日本の民族性のうちのものは, この皇室を中心とした数千年の間にできたことでありますから, 皇室に触れずして日本の国民性, 伝統を説くということは, 根本に触れずして枝葉末節の問題を説いているような気がするのでございます」(出光発言, 23頁), 「天皇はわが国の象徴なりということがはっきり出ている以上は, それを強調するとともに, 民族というものは要するに過去の神話, 伝統, 歴史によってつくられたんだから, もう少しそれに重点を置

- くことはどうか」(久留島発言, 52頁)など。
- 28 同上, 久留島発言, 47頁。国旗, 国歌の尊重に関しては, 石田壯吉もまた「戦後の教育の一番大きな欠点と自分で思っているのは, やはり宗教的な情操というものが欠如してきていることだと思うんです」と発言し, 「やはり国旗, 国歌というものは尊重して, 式は厳粛に行なうのでなければ, ほんとうの宗教的情操というものは生まれてこないと思うんです」と述べている(93~96頁)。
- 29 同上, 60~64頁。前文部事務次官である内藤は「これはずいぶん指導要領にも言っておるんですが, その点の出方が足りないと思うんですね」と述べている。
- 30 同上, 87~91頁。
- 31 同上, 114~115頁, 122~123頁。
- 32 同上, 131頁。
- 33 同上, 77頁。
- 34 同上, 111頁。草案の背後の思想に関しては, 森戸から「私これを拝見しまして, 少しカント主義的ななにが強すぎるような……」との発言があり, 高坂「いや, あまりカントでもないんです」, 森戸「読んだ人がそう感ずるのではないかと……」, 坂西「かなりプラグマチズムも出てますから」といったやりとりがあった(149~151頁)。
- 35 同上, 164頁。
- 36 同上, 165~174頁。
- 37 同上, 174頁(坂西発言)~184頁。
- 38 同上, 185(46)頁。
- 39 同上, 190(55~56)頁。
- 40 同上, 192~193頁。
- 41 同上, 209~214頁。
- 42 同上, 205頁(高坂発言), 213頁, 219頁, 221頁(内藤発言)。
- 43 同上, 227~228頁。
- 44 同上, 231頁。
- 45 同上, 196~197(67~69)頁, 坂西発言, 高坂発言。
- 46 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会資料(昭38.5~昭41.4)」(平4文部01065100)「22期待される人間像(草案)」昭和39年12月21日
- 47 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録17~21」昭39.12~昭41.1(平4文部00948100), 239頁。
- 48 同上, 順に241頁, 244頁, 248頁。主査からの説明にはなかったが, 文章の末尾には, 全体を短く三項目に要約した文章が新たに付せられた。具体的な徳目の提示とは言えないが, 内藤の要請に応じたものと思われる。
- 49 註46に同じ。文中の「国歌を唱い」は手書きで加筆されている。昭和39年12月6日の資料(国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会資料(昭38.5~昭41.4)」(平4文部01065100)「21期待される人間像」昭和39年12月6日)においてすでに「国歌を歌い」と加筆されていることから, この点は会議の前に加筆されたものと思われる。
- 50 同上, 281頁(高橋発言)。なお両氏というのは高坂と第20特別委員会の主査である平塚を指す。
- 51 同上, 295頁(高坂発言), 297頁(森戸発言)。
- 52 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会資料(昭38.5~昭41.4)」(平4文部01065100)「24期待される人間像(中間草案)(正式発表のもの)」
- 53 内藤譽三郎『戦後教育と私』毎日新聞社, 1982年, 166頁。
- 54 近年, 日本の教育学における京都学派の影響が積極的に論じられるが, そうした議論においても「国民実践要領」や「期待される人間像」が取り上げられて, これらが国民形成を意図した国家主義的な文書である旨が批判的に記述されている。新しいものだとたとえば矢野智司『京都学派と自覚の教育学』(勁草書房, 2021年)の特に終章「京都学派の戦後課題としての国民道徳・道徳教育の再構築—それからの京都学派と戦後教育学」など。

(札幌校准教授)

草案 [目次] 対照表

第一次草案 (1964年9月7日)	第二次草案 (1964年12月21日)	中間草案 (1965年1月11日)
序文	序論 当面する日本人の課題	序論 当面する日本人の課題
1 戦後の道徳的混乱 2 経済的繁栄と精神的空白 3 今日の世界情勢と理想的人間像の必要 4 根本原理としての人間尊重と愛 5 自愛心・愛国心・人類愛	1 人間像の分裂 2 第一の要請 3 民族性の忘却 4 第二の要請 5 民主主義の未成熟 6 第三の要請 7 日本の象徴	1 人間像の分裂と第一の要請 2 民族性の忘却と第二の要請 3 民主主義の未成熟と第三の要請 4 日本の象徴
本論	本論 期待される人間像	本論 期待される人間像
第一章 個人として	第一章 個人として	第一章 個人として
1 自由であれ 2 個性を伸せ 3 正しく自己を愛し得る人となれ 4 頼もしき人となれ 5 建設的な人間であれ 6 幸福な人間であれ	1 自由であれ 2 個性を伸せ 3 正しく自己を愛し得る人となれ 4 頼もしき人となれ 5 建設的な人間であれ 6 幸福な人間であれ	1 自由であれ 2 個性を伸ばせ 3 正しく自己を愛する人となれ 4 頼もしい人となれ 5 建設的な人間であれ 6 幸福な人間であれ
第二章 家庭人として	第二章 家庭人として	第二章 家庭人として
1 家を愛の場たらしめよ 2 開かれた家であれ 3 家をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ	1 家を愛の場たらしめよ 2 開かれた家であれ 3 家をして憩いの場所たらしめよ 4 家をして教育の場所たらしめよ	1 家庭を愛の場とせよ 2 開かれた家庭であれ 3 家庭をいこいの場とせよ 4 家庭を教育の場とせよ
第三章 社会人として	第三章 社会人として	第三章 社会人として
1 仕事に打ち込み得る人となれ 2 機械を支配し得る人となれ 3 大衆文化消費文化におぼれるな 4 社会規範を重んずる人となれ	1 仕事に打ち込み得る人となれ 2 機械を支配し得る人となれ 3 大衆文化消費文化におぼれるな 4 社会規範, 社会秩序を重んずる人となれ	1 仕事に打ち込む人となれ 2 機械を支配する人となれ 3 大衆文化, 消費文化におぼれるな 4 社会規範, 社会秩序を重んじる人となれ
第四章 日本人として	第四章 日本人として	第四章 日本人として
1 正しく日本を愛する人となれ 2 善き日本人となれ 3 豊かな日本人であれ 4 美しき日本人であれ 5 たくましき日本人であれ	1 正しく日本を愛する人となれ 2 心ゆたかな日本人であれ 3 美しき日本人であれ 4 たくましき日本人であれ 5 風格ある日本人となれ	1 正しく日本を愛する人となれ 2 心豊かな日本人であれ 3 美しい日本人であれ 4 たくましい日本人であれ 5 風格ある日本人となれ
附記		
1 教育の目標 2 幼児期の教育 3 躰・他律から自律へ 4 愛と信頼と権威 5 生活環境の整備 6 青年期の教育と覚醒 7 教育者の心構え		